

電子申請時の留意事項

【申請時のお願い】 2026/7/1

事前相談から電子申請をされる際は弊社 HP ある「事前相談等申込書」をご入力の上、メールで送付いただくかアップロードしてください。

【アップロード(UL)する設計図書について】

1. UL する設計図書は PDF にてお願いします。

2. 審査用設計図書の UL は種別ごとのファイルにて UL してください。

① 申請書関係:3ファイル

- ・適判申請書(弊社ホームページにある用紙に記入したもの)
- ・委任状 (同上)
- ・建築計画概要書

② 構造図一式:1ファイル

③ 構造計算書一式:1ファイル

注)構造計算書は一貫計算書とその他の2ファイルでも構いません。

④ 意匠図一式:1ファイル

⑤ 適判事前相談質疑回答書:1ファイル

⑥ 確認機関事前相談質疑回答書:1ファイル

⑦ 地盤調査報告書:1ファイル

(構造計算書に添付されている場合は必要ありません)

⑧ 構造図の変更箇所図:1ファイル

(事前相談終了時から本申請時の構造図に変更があった場合のみ)

3. 審査引き受け前のフェーズ時(事前相談時又は本申請受付審査時)のファイル名について:

- ・審査用設計図書は補正ごとにファイル名に日付をつけて別ファイル名でULしてもかまいません。同じファイル名の場合は、バージョン番号が自動的に付加されます。
- ・最終的な審査引き受け図書になりましたら、判定員にその旨の連絡と最終ファイル名の連絡をお願いします。不要なファイルは判定員が削除します。

4. 審査引き受け後のフェーズ時(本申請受付審査時)のファイル名について:

- ・審査引き受け後は補正依頼などがありましたら、審査引き受け図書と同じファイル名でULしてください。バージョン番号が自動的に付加されます。

【業務エリアの業務範囲について】

・下記以外の都県は「構造計算適合性判定を要するすべての建築物」が対象です。

・福島県:延べ面積が 10,000 m²を超える建築物

(2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分)

・富山県:1. 延べ面積が 2,000 m²を超える建築物

2. 高さが 20m を超える建築物

3. 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第一号ロに定める構造計算を行う建築物(*1)

4. 延べ面積 2,000 m²以内、かつ、高さが 20m 以内の建築物のうち、当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第 77 条の 35 の 19 又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第 3 第 3 号の規定等により判定できない建築物

5. 一の申請又は通知において上記に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物

・新潟県:1. 延べ面積の合計が 2,000 m²を超える建築物

(延べ面積の合計が 10,000 m²以下の建築物で、建築基準法第 18 条第 2 項に該当するものを除く。)

2. 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第一号ロに定める構造計算を行う建築物(*1)

3. 延べ面積が 10,000 m²を超える建築物で、建築基準法第 18 条第 2 項に該当する建築物(*2)

・岡山県:1. 延べ面積が 2,000 m²を超える建築物

(2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。以下同じ。)

2. 特殊な建築物(限界耐力計算法により計算された建築物及び大臣認定プログラムのうち、知事が別途指定をするもの以外のプログラムにより計算された建築物)

(*1)建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロ:限界耐力計算又はこれと同等以上の安全性を確かめることができる構造計算

(*2)建築基準法第 18 条第 2 項:計画通知を行う建築物